

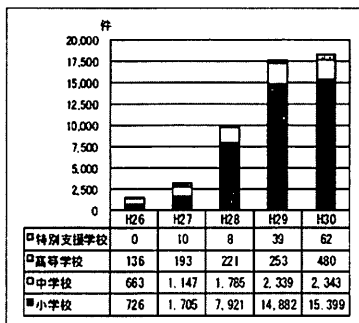
新潟県のいじめ対策について

和 澄 利 男

1 はじめに

2018年度、新潟県内で確認されたいじめは、小
学校が1万5399件（前年度比517件増）、中学校

本県いじめの認知件数の推移



は2343件（同4
件増）、高校は480
件（同227件増）、
特別支援学校は62件
（同23件増）、生徒児
童の自殺者は3人
（同7人減）であつた。
深刻化するいじめ
問題への対策は新潟

本県のいじめの解消状況

		解消済	取組中	その他
H30	件数	17,351	887	46
	割合	94.9%	4.9%	0.3%
H29	件数	15,682	1,802	29
	割合	89.5%	10.3%	0.2%

*「その他」は、いじめの問題による就学校の
指定変更、転学や退学等

の資料から探った。
教育委員会は、県内
いじめによる重大事
案が発生している現
状を緊急事態と認
識し、2018（平成
30）年9月以降、全
県立学校を対象と
して「いじめ対策総
点検」を行い、また
、11月に大学教授
や教育関係者を委
員とした「いじめ
対策等検討会議」を
設置し、2月

県教育の喫緊の最
重要課題である。
新潟県教育委員会
の2019年度のい
じめ対策の取り組
みを教育委員会

末までに3回の会議を開催した。

2 いじめ対策全般の見直しと

再構築について

(1) 「いじめ対策総点検」結果から明らかになった課題

いじめ対策総点検結果から、県立学校と市町村学校については、次のような課題がそれぞれ明らかになった。

○県立学校の場合

- ・ 教員のいじめに係る認識、生徒理解が不十分
- ・ 学校いじめ対策組織と生徒指導部の責任や役割が不明確

・ 被害生徒へのケアなど、学校いじめ対策組織としての対応策の検討が不十分

○市町村立学校の場合

- ・ 保護者等に対し、いじめ防止対策等の説明、周知が不十分

- ・ いじめの認知・解消等に関する共通理解が不十分
- ・ 職員間、学校と保護者間での情報共有が不十分

(2) 県いじめ防止対策等に関する委員会での提言

のような答申を県教委に行った。

- ・ いじめ被害申告には「いじめ等対策委員会」を中核とした対応を徹底すること

- ・ 被害者保護に重点化した組織的な対応を徹底すること
- ・ 保護者との情報共有を徹底すること

- ・ いじめ被害の申立てに関する聴取は、事態の丁寧な解明に努めること

- ・ 重大事態における県教委による学校・校長を支える体制の整備と強化、学校の汎用的な対応事例の策定、遺族へのサポート態勢の整備・加害生徒への指導の在り方の検討

- ・ いじめ対策の常設の組織体制を整備、拡充し、継続的に取組の検証・改善を行うこと

- ・ 学校における自殺予防教育への取り組み
- ・ SNS適正利用の取り組みの強化

- ・ 緊急事態としての危機意識をもって対応にあたること
- ・ 県教委、学校、教師をとりまく環境の整備

(3) いじめ対策の再構築

県教委は、(1)や(2)をもとに、いじめ対策の再構築として4つの視点を定めた。

- ① 学校の組織力の強化(組織的対応の徹底・教育委員

会の学校支援)

② 教員の意識改革と指導力・対応力の向上

③ 相談しやすい体制の整備

④ 県民運動の見直しによる保護者や地域との協働の推進

3 いじめ対策4つの視点の具体化

県教委は再構築の4つの視点を具体化するために、つぎのような施策を講じることとした。

(1) 学校の組織力の強化を図るための施策

- ・ 各学校に校長、教頭を補佐し、学校いじめ対策組織の中心として対策を実施する「いじめ対策推進教員」を配置する。

- ・ いじめ対応等を行う教員を支援するため、生徒指導対応非常勤講師を配置する。

- ・ 全ての公立小・中学校へのスクールカウンセラーを配置し、県立高校へのスクールカウンセラー配置時間を増やす。

- ・ モデル校4校において、法的相談対応、法的側面からのいじめ予防教育を実施するためスクールロイヤラーの活用研究を実施する。

- ・ 平常時からの学校支援体制を強化し、重大事態発生時の学校支援体制、被害者サポート体制の整備を図り、さらに定期的な学校訪問指導の実施(年2回)するために「生徒指導課」を新設する。

(2) 教員の意識改革と指導力・対応力の向上を図るための施策

- ・ いじめ対応マニュアル、チェックリスト等を作成し活用する。

- ・ 具体的事例に基づく管理職等、職制に応じた研修会を実施し研修内容の充実を図る。

- ・ ハイリスク生徒を把握し、医療機関等と連携して対応するために、東京大学と連携した自殺予防ツールの運用を22校に拡充する。

- ・ 「新潟県版自殺予防教育プログラム」、「新潟県版SNS教育プログラム」を作成、活用する。

- ・ 県警や国の機関等と連携したネット監視体制の研究をすすめる。

(3) 相談しやすい体制の整備を図るための施策

- ・ 直接教育委員会に相談できる窓口として、生徒指導課内に「いじめ相談担当」を設置し、専任の指導主事が電話やメール等の相談に直接対応する。

・児童生徒の実態等を踏まえた相談時間の弾力化を実施する。(SNS相談)

〔平日〕 18:00～23:00(5時間)

〔休日〕 昼間の時間帯も含めた相談時間を検討する。

(4) 県民運動の見直しによる保護者や地域との協働の推進のための施策

・「いじめ見逃しゼロ県民運動」を見直し、支援を求めている児童生徒や保護者に直接届くような取組を重点とする。

・SNS等を活用した情報提供を図る。

4 2019年度(令和元年)の

いじめ対策の予算

2019年度予算のいじめ対策関連費は約4億5451万円、前年度より約1億5千万円多くなっている。主なものは、下記のとおりである。

・全ての県立学校に「いじめ対策推進教員」を配置し、その教員の授業負担を軽減するために生徒指導対応非常勤講師を配置したり、教員の対応力向上の研修などに5846万円。

・小中学校合わせて30校に、いじめ対応を行う教

員を支援するため、非常勤講師を配置するために7866万円。

・県内全ての学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーを教育事務所に7人、生徒指導課に4人配置するために2億4856万円。
・LINEによるいじめ相談や相談時間の延長に取り組むために約4551万円。

・モデル校に、法律面からの相談やいじめ予防教育の授業などにあたる弁護士「スクールロイヤー」を派遣する費用として約80万円。

5 終わりに

深刻化するいじめ問題に重点的に取り組むため、県教委は今年度新たな取り組みを始めた。これらの取り組みが成果を上げることが期待すると共に、新発田市で起きた男子中学生いじめ自殺事件を調査した委員会報告書に「教師の多忙によりいじめが見逃された。教員の数を増やすこと」を記している。

教員の定数増が、教員の働き方改革を進めると共にいじめ対策の要であることを最後に指摘したい。

(わずみ としお ・事務局長)